

# 地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

～**C O 2**排出量削減に向けて～

〔第4期 令和8～12年度〕

令和8年9月

北海道川上郡標茶町

## 目 次

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 第1章 | 計画の基本的事項         | 1 |
| 1   | 地球温暖化問題の概要       | 1 |
| 2   | 計画策定の背景等         | 1 |
| 3   | 計画の目的及び位置付け      | 2 |
| 4   | 計画の期間            | 2 |
| 5   | 対象部局・範囲          | 2 |
| 第2章 | 計画の実績            | 3 |
| 第3章 | 計画の目標            | 5 |
| 1   | 温室効果ガスの排出実態      | 5 |
| 2   | 温室効果ガスの削減目標      | 6 |
| 第4章 | 取組の具体的内容         | 7 |
| 1   | 省エネルギーに向けた取組     | 7 |
| 2   | 省資源に向けた取組        | 7 |
| 3   | ごみの減量化及びリサイクルの取組 | 7 |
| 4   | 環境への配慮の取組        | 8 |
| 5   | 地域に密着した啓発活動の取組   | 8 |
| 6   | 森林整備による取組        | 8 |
| 第5章 | 計画の推進と進行管理       | 9 |
| 1   | 計画の推進体制          | 9 |
| 2   | 進行管理             | 9 |
| 3   | 計画の公表等           | 9 |

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 地球温暖化問題の概要

地球の温度は、太陽からの日射と地表面から放射される熱とのバランスにより一定の温度に保たれています。太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線の形で熱が放射されます。この熱を吸収し、その一部を再び下向き向きに放射し地表面や下層大気を加熱しているのが二酸化炭素などの温室効果ガスです。

しかし、化石燃料等の使用が増えるにつれて、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、その濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模で気温の上昇が進行しています。これが地球温暖化です。

急激な気温上昇に伴う地球環境の影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生が及ぶ可能性が指摘されています。

### 2 計画策定の背景等

平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催され、温室効果ガスの削減に向けて新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が施行され、今日の段階からの地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地方公共団体等に対し「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（実行計画）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

平成28年5月には地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比で26%削減することを中期目標として掲げられましたが、令和3年10月に地球温暖化対策推進法が改訂され、温室効果ガス排出量を46%に削減、さらには、令和7年2月には新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、令和17年度、令和22年度において、それぞれ60%、73%削減することを目指すと新たに掲げられています。

また、地球温暖化対策計画において「森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）」に基づき、適切な森林の整備・保全、木材利用の取組の推進による中長期的な森林吸収量の確保を図ることに加え、他資材から木材への転換を進めることによる2050年ネット・ゼロ実現への貢献を総合的に目指し、取組に当たっては地方公共団体と協力し同計画に基づく各種施策に統合的に取り組むこととなっています。

本町でも目標達成に向け第4期実行計画を策定し、新エネルギーをはじめとした地球温暖化の防止に向けた様々な取り組みを推進していきます。

### 3 計画の目的及び位置付け

標茶町は、行政機関であるとともに、町内で最大の事業者並びに消費者であり、相当量の温室効果ガスを排出しています。最大の事業者である標茶町が率先して地球温暖化対策の取組を推進することにより、自ら排出する温室効果ガスの削減を目指します。また、適切な森林整備・保全等の取組を進めることにより、多様な森林層を形成している我が町の貴重な森林資源を保持するとともに中長期的な森林吸収量の確保を図ります。

なお、本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく公共団体実行計画（事務事業編）と位置付け、地球温暖化対策計画及び標茶町総合計画と整合性を図り、地域住民や事業者へ地球温暖化対策への理解と協力を促す事を目的とします。

### 4 計画の期間

本実行計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

計画の策定に当たっては、平成25（2013）年度を基準年度として削減目標を設定します。

### 5 対象部局・施設

本実行計画の対象は、標茶町の行う事務及び事業であり、主な対象施設は、次のとおりとします。

なお、一部事務組合においても実行計画の策定が義務づけられており、本町の行政区域内に位置する川上郡衛生処理組合の衛生センターは本計画対象施設とします。

表1 主な対象施設一覧

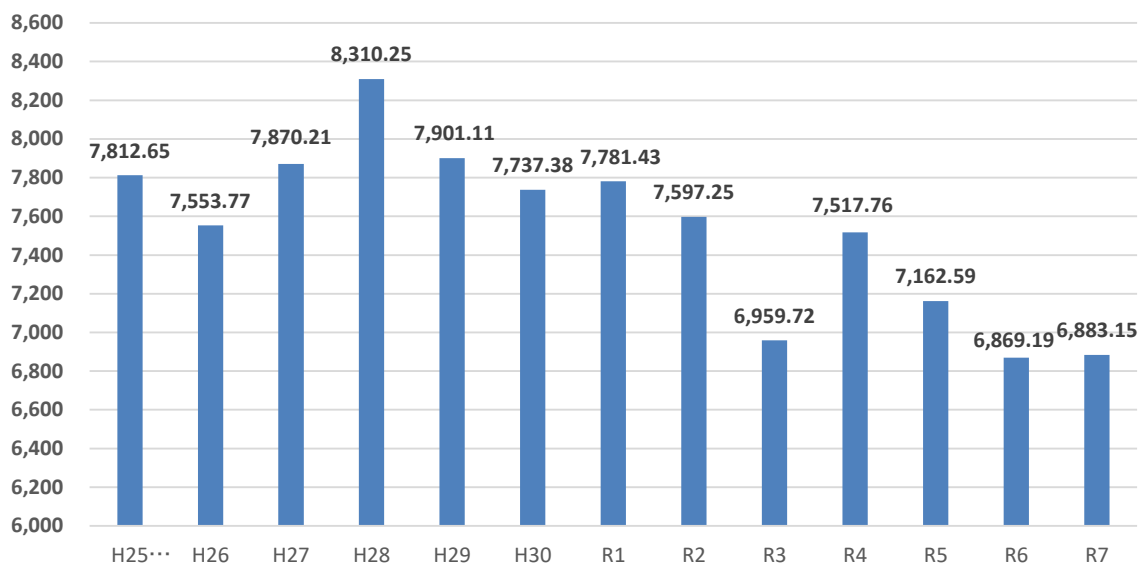
|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 総務課    | 役場庁舎・町有バス・                      |
|        | 一般公用車（育成牧場及びクリーンセンターの車両除く）      |
| 町民課    | クリーンセンター（車両含む）・しべちゃ斎場・塵芥特殊車両    |
| 保健福祉課  | ふれあい交流センター・認定こども園・保育所           |
| 農林課    | しべちゃ農楽校                         |
| 育成牧場   | 育成牧場・特殊車両                       |
| 建設水道課  | 下水処理場・町道街灯・ロードヒーティング            |
| 町立病院   | 町立病院                            |
| やすらぎ園  | 特別養護老人ホームやすらぎ園・デイサービスセンター       |
| 教育委員会  | 教育委員会庁舎・小学校・中学校・学校給食共同調理場・      |
|        | 図書館・博物館・公民館・各運動施設（トレーニングセンター・   |
|        | 武道館・プール・野外アリーナ・ふれあいプラザ・多目的運動広場） |
|        | ・スクールバス                         |
| 開発センター | 開発センター・コンベンションホール               |
| 衛生処理組合 | 衛生センター                          |

## 第2章 計画の実績

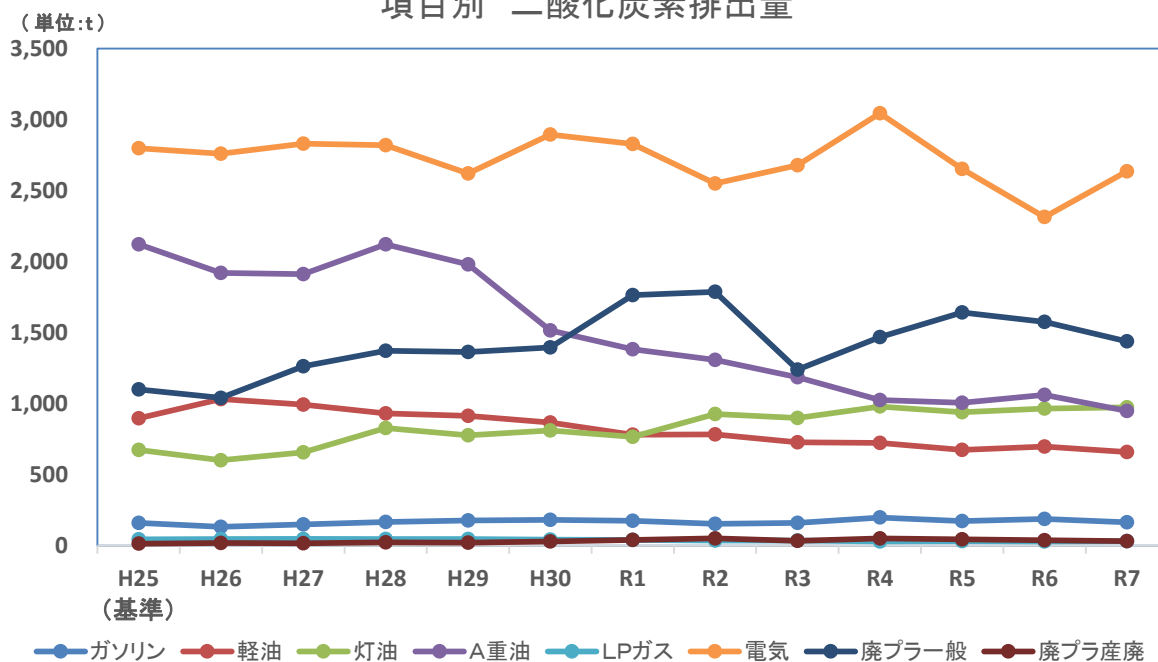
第3期実行計画（令和3～7年度）の二酸化炭素排出量について、基準年度（平成25年度）7,812,649 k gの23%削減という目標に対し、第3期計画の初年度である令和3年度末の排出量実績は6,959,717 k gで約10. 9%の削減となり、最終年度である令和7年度末の総排出量は6,883,148 k gで平成25年度に対し、11. 9%の削減となりました。

### 年度別 二酸化炭素排出総量

（単位:t）



# 項目別 二酸化炭素排出量



|       | H25<br>(基準) | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      |
|-------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ガソリン  | 159.89      | 132.76  | 149.16  | 166.66  | 177.89  | 180.64  | 175.19  | 154.04  | 160.68  | 197.79  | 173.15  | 187.22  | 164.29  |
| 軽油    | 897.69      | 1032.25 | 993.99  | 932.01  | 913.20  | 866.23  | 780.61  | 783.78  | 728.00  | 722.41  | 674.72  | 696.75  | 659.44  |
| 灯油    | 673.67      | 601.74  | 656.67  | 829.06  | 777.79  | 810.80  | 766.11  | 926.61  | 898.61  | 979.37  | 938.79  | 964.50  | 973.26  |
| A重油   | 2122.59     | 1920.67 | 1912.24 | 2121.73 | 1979.98 | 1515.69 | 1383.70 | 1308.14 | 1186.30 | 1024.88 | 1006.55 | 1062.28 | 948.59  |
| LPガス  | 45.05       | 46.63   | 47.76   | 46.50   | 46.27   | 41.76   | 40.70   | 36.55   | 35.65   | 29.91   | 30.89   | 30.47   | 30.94   |
| 電気    | 2798.72     | 2760.32 | 2830.68 | 2818.88 | 2621.17 | 2895.44 | 2829.21 | 2549.44 | 2677.78 | 3044.65 | 2652.10 | 2313.47 | 2634.98 |
| 廃プラ一般 | 1101.17     | 1040.68 | 1262.29 | 1372.13 | 1364.03 | 1396.16 | 1764.58 | 1787.08 | 1239.40 | 1468.15 | 1641.41 | 1576.41 | 1439.70 |
| 廃プラ産廃 | 13.88       | 18.73   | 17.43   | 23.28   | 20.78   | 30.67   | 41.33   | 51.62   | 33.30   | 50.60   | 44.98   | 38.08   | 31.95   |

(単位:t)

## 第3章 計画の目標

### 1 温室効果ガスの排出実態

標茶町の事務及び事業に伴う各施設、車両等の燃料や電気の使用量を基に二酸化炭素の排出量を算出し、その合計を温室効果ガスの総排出量と算定する。

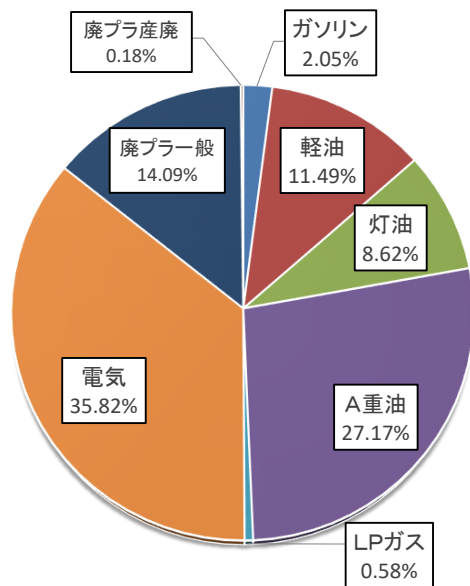
表3 CO<sub>2</sub>の排出実態（平成25（2013）年度）

| 項 目       | 使 用 量     |                | 二酸化炭素排出量  |    | 割合      |
|-----------|-----------|----------------|-----------|----|---------|
| ガ ソ リ ン   | 68,868    | ℓ              | 159,889   | kg | 2.05%   |
| 軽 油       | 347,275   | ℓ              | 897,693   | kg | 11.49%  |
| 灯 油       | 270,605   | ℓ              | 673,667   | kg | 8.62%   |
| A 重 油     | 783,350   | ℓ              | 2,122,589 | kg | 27.17%  |
| L P ガ ス   | 6,891     | m <sup>3</sup> | 45,051    | kg | 0.58%   |
| 電 気       | 4,067,899 | k w h          | 2,798,715 | kg | 35.82%  |
| 廃 プ ラ ー 般 | 398       | t              | 1,101,167 | kg | 14.09%  |
| 廃 プ ラ 産 廃 | 5.43      | t              | 13,877    | kg | 0.18%   |
| 合 計       |           |                | 7,812,649 | kg | 100.00% |

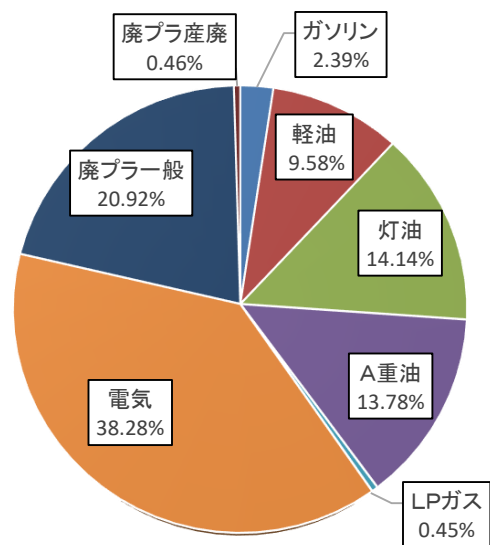
※ 廃プラは、焼却量で算定

※ 排出量は第2期実行計画策定時の係数で算定

図2 CO<sub>2</sub>排出構成割合



平成25年度二酸化炭素排出量構成比



令和7年度二酸化炭素排出量構成比

## 2 温室効果ガスの削減目標

二酸化炭素の削減目標については、排出実態等を踏まえ、次のとおり設定する。

### 【総排出量の削減目標】

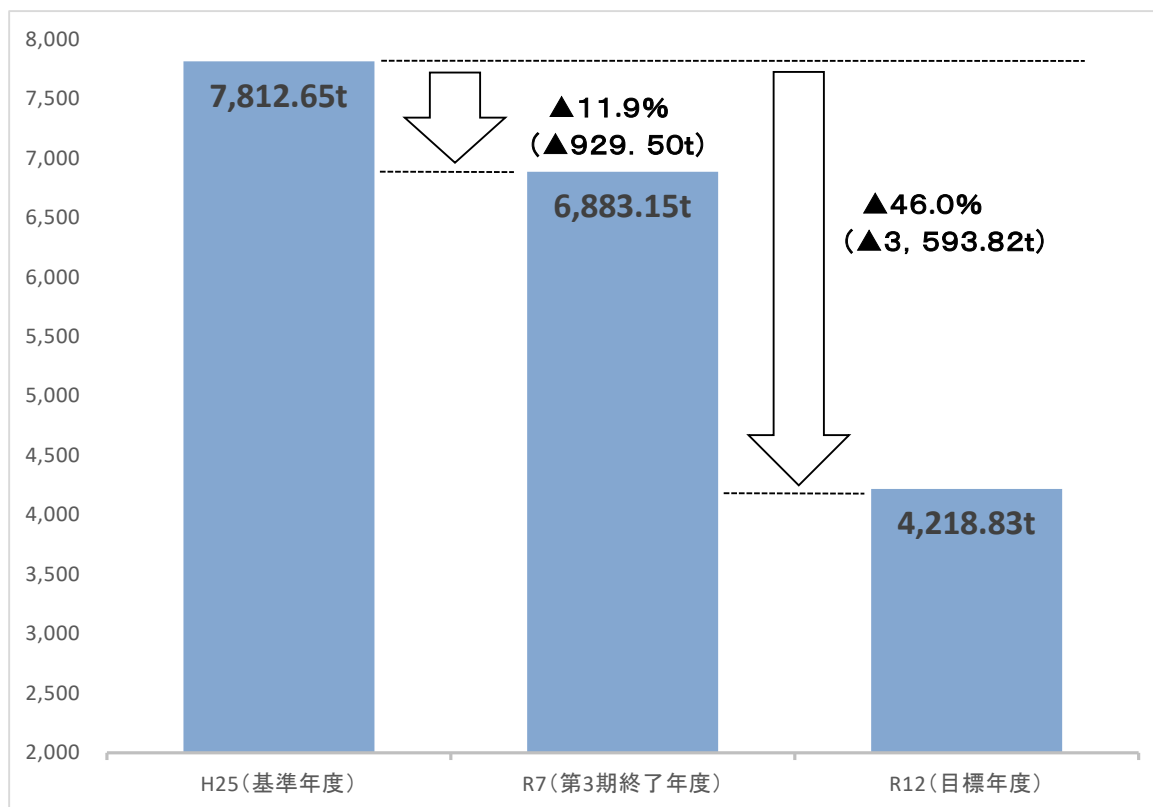
基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス総排出量は……

7, 8 1 2, 6 4 9（kg-CO<sub>2</sub>）です。

国は令和12年度までに基準年度比46.0%削減を目標と掲げており、標茶町は令和7年度までに11.9%削減していることから、本計画では令和8～12年度（5年間）で34.4%削減することを目指します。

年間目標としては、毎年6.8%削減することを目指します。

図3 CO<sub>2</sub>削減目標



## 第4章 取組の具体的内容

温室効果ガス削減目標達成に向けて、各部局が連携を図りながら全職員が積極的に各項目を取り組んでいきます。

### 1 省エネルギーに向けた取組

- 冬期間の暖房温度の適正管理
- 期間を定めないナチュラルビズファッションの推奨
- LED照明など省エネルギー・高効率設備の導入・転換
- 廊下などのこまめな点灯消灯
- 退庁時のパソコン・プリンターの電源オフ
- エコドライブの実践
- 適正な暖機運転の徹底
- 待機時など不要なアイドリングの防止
- タイヤ空気圧の目視など乗車前仕業点検の徹底
- 公用車更新時には、低燃費車両またはEV車両等の導入
- 徒歩・自転車の率先利用
- 窓口受付時間の短縮、及びノー残業デーの導入による時間外勤務の縮減
- 施設の新築・更新には、省エネルギー・創エネルギーによる環境配慮型建設を検討

### 2 省資源に向けた取組

- 電子メールや庁内LAN活用によるペーパーレス化
- 両面コピーの活用と不要紙の裏面再利用
- ミスコピー防止のため、コピー機使用後のリセットの徹底
- コピー用紙などの再生紙の使用、購入
- トイレトペーパーの再生紙の使用、購入
- 会議等での封筒配付の縮小
- 日常的な節水の励行

### 3 ごみの減量化及びリサイクルの取組

- ごみの分別排出の徹底
- 詰替やリサイクルが可能な物品の購入
- パソコンプリンターのリサイクルトナーの使用
- 事務用品購入時における袋の辞退

#### 4 環境への配慮の取組

- エコマーク・グリーンマークの表示がある製品の購入
- 案内看板等へのリサイクルウッドの使用
- フロン排出抑制法に基づく対象機器の簡易点検及び定期点検等の実施

#### 5 地域に密着した啓発活動の取組

- 環境行動の周知
- プラスチック類ごみの分別方法の周知
- ロゴマークを活用したゼロカーボン・カーボンニュートラルの啓発



#### 6 森林整備による取組

パリ協定第5条において、森林等の吸収源を保全し、強化するよう取り決められました。

森林吸収源対策については、平成25（2013）年度総排出量の2.7％を確保することとしており、本町においても、地球温暖化対策推進法等の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進します。

また、地域住民運動として根付いてきている「植樹」についても、環境貢献活動として継続して取り組んでいくとともに、森林が持つ機能を最大限に発揮・推進していくため、J-クレジット制度の活用と、FSC認証制度などの取組みを検討していきます。

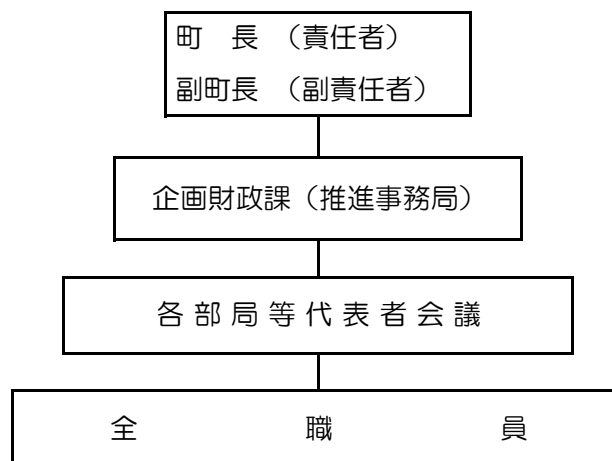
## 第5章 計画の推進と進行管理

計画は、樹立することが目的ではありません。目標達成に向けて全職員が確実に運用実践することが重要であり、途中経過の調査分析も不可欠であります。

### 1 計画の推進体制

推進体制の事務局を企画財政課に置き、各部局と連携調整し計画の推進と進行管理を行います。

図4 計画の推進体制



### 2 進行管理

推進事務局は、各部局と連携を図りながら温室効果ガスの排出量等を調査把握し、達成状況の管理を行い、各部局等代表者会議により点検を行っていきます。

### 3 計画の公表等

本計画と計画の進捗状況については、広報しべちゃ及びホームページ等により公表を行います。

図5 計画の進行管理

